

令和8年山形県教育委員会5月定例会

令和8年5月21日
県庁舎教育委員室

1 開 会 午後2時

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 報 告

(1) 高等学校教育改革促進基金に係る先導拠点の応募について

(高校教育課)

5 議 題

議第1号 博物館法に基づく博物館の登録について

(生涯教育・学習振興課)

議第2号 山形県朝日少年自然の家に係る指定管理者の募集について

(生涯教育・学習振興課)

6 閉 会

高校教育改革に係る取組みについて

令和8年5月21日
山形県教育局

1 政府と本県の方向性

高校教育改革に関する基本方針(グランドデザイン)
(令和8年2月13日文科省策定)

<3つの柱>

- ①専門高校の機能強化・高度化
- ②普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化
- ③地理的アクセス・多様な学びの確保

県立高校未来創造ビジョン(令和8年3月17日策定)

<取り組む教育の重点>

- 全ての生徒の可能性を引き出す教育
- 地域を支える人づくり ○新しい時代への対応
- 魅力ある学校づくり

実行計画 (令和8年度)

- 基本方針に基づき都道府県が実行計画を策定
- 地域別就業構造の推計や人口の将来推計等を踏まえ、知事、大学、産業界等と連携して検討

交付金等の新たな財政支援 (令和9年度~)

- 文科省が仕組みを構築予定

高等学校等教育改革促進基金 (令和8~10年度)

- 交付金等に先立ち、都道府県に基金を設置
- 下表の類型の先導拠点(各県3~4か所)に全国計約3,000億円の支援 ⇒各県は公募申請(締切5月中旬)

2 現状と課題

- 本県の生産年齢人口(15歳から64歳人口)
 - ・2020年58.7万人から2040年41.7万人(28.9%減)
(令和5年 国立社会保障・人口問題研究所推計)
- 本県の2040年の就業構造推計
 - ・生産工程従事者や建設、サービス業等に従事する現場人材4.6万人不足
 - ・専門的・技術的職業に従事する専門職3.5万人不足
(令和8年3月5日 経済産業省経済産業政策局)
- 県立高校の1学年あたり平均学級数
 - ・全国平均(5.16)より1.42ポイント低い3.74
⇒全国で4番目に低く、小規模校化が顕著
(令和7年 富山県教育委員会)

3 先導拠点 (申請中)

類型	①アドバンスト・エッセンシャルワーカー*等育成 <small>*デジタル技術等の高度な技術を身に付けた、生活やインフラなどの維持に必要な職種に従事者</small>		②理数系人材育成支援	③多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保
拠点	米沢鶴城高等学校 (工業・商業)	新庄神室産業高等学校 (農業・工業・商業)	山形東高等学校 (探究・普通)	庄内総合高等学校 (総合)
選定理由	○県内有数の工業都市である米沢市に位置し、本県唯一の工業専攻科を有する特色を生かし、高度専門職人材の育成が期待できるため。	○県立東北農林専門職大学の所在する新庄市に位置し、高大連携により、本県農林業を担う人材育成の拠点としての役割が期待できるため。	○最先端の高度な理数教育が実施可能であり、科学技術や医療等、自然科学の分野で新しい価値を創造する人材の育成が期待できるため。	○全日、定時、通信の3課程を県内で唯一有するとともに、遠隔授業の配信拠点であり、学校、課程の枠を超えた多様な学びの創出が期待できるため。
取組内容	○大学等と連携し、大学教授による講義・実習等、大学レベルの学びを導入するプログラムを研究・開発。 ○産業界等との共同研究に使用する実習施設(ラボ)の新設とAIの学習や産業のDX等に対応した最先端の実習用機器等の整備。 ○産学連携コーディネーターが常駐し、インターンシップの受け入れ調整等、産業界との連携支援機能を担う。	○大学等との連携拠点となる高大連携研究センターを新設し、県内各農業系高校との共同研究により、高大連携の教育課程を開発。 ○産業実務家教員等を配置し、3学科(農・工・商)の枠を超えた地域課題解決に向けた探究学習等を推進。 ○普通教室を含めた学校全体のDX化とスマート農業技術等に対応できるよう産業教育施設・設備を一新。	○旧理科棟を解体し、同所に最新の実験機材を備えた実験室と講義室(探究ラボ)を新設。大学の研究室レベルの実験を実施。 ○卓越した研究拠点である大学や研究機関等と連携し、次世代の科学技術を活用した探究活動の推進。 ○文系理系を問わず、AIやデータサイエンス等を駆使できる能力を育成するカリキュラム開発。	○3課程の枠を超え、生徒が自分のペースに合わせて学ぶことができる新たな学びのスタイルの開発。 ○庄内総合に加え、内陸の配信拠点として、教育センター敷地内に配信センターを新設することで遠隔授業の充実を図り、小規模校の学びを保障。 ○オンデマンド教材や通信教育教材等の研究・開発を行い、生徒の多様な学習ニーズに対応できる学びを提供。

4 採択後の施設・設備の整備スケジュール

年度	令和8年度		令和9年度		令和10年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
類型	共通	公募申請/採択6月下旬以降	教室設計	教室建設/改修1期	教室改修2期	
	①			ラボ設計	ラボ建設	
	②	解体/建築設計	解体/探究ラボ建設			
	③		配信センター設計		配信センター建設	

議第 1 号

博物館法に基づく博物館の登録について

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 11 条の規定により、次のとおり博物館の登録を行う。

- 1 登録年月日及び記号番号
令和 8 年 5 月 21 日
山形第 5 号
- 2 設置者の名称及び住所
鶴岡市
鶴岡市馬場町 9 番 25 号
- 3 名称
鶴岡市立加茂水族館
- 4 所在地
鶴岡市今泉字大久保 657 番地 1

提 案 理 由

博物館法第 12 条の規定による博物館の登録申請があったので、提案するものである。

令和 8 年 5 月 21 日提出

山形県教育委員会

教育長 須 貝 英 彦

博物館法に基づく博物館の登録について

1 鶴岡市立加茂水族館の概要

鶴岡市立加茂水族館は平成17年10月に開館。魚類、海獣その他の水生生物（以下「魚類等」という。）に関する知識を広め、魚類等への親しみを深めることにより、市民が人と自然のかかわりや交流の未来について考える機会を持ち、健全な余暇の活用に資するための展示・学習施設である。さらなる魅力アップのため、クラゲ展示エリアのリニューアルを計画、新棟建設・既存棟改修を経て、令和8年4月にリニューアルオープンした。

2 山形県博物館登録等審査会における審査の概要

(1) 開催日

令和8年4月28日（火）

(2) 構成員

会 長	山形県教育局生涯教育・学習振興課長	飯野 典朗
審査員	山形県立博物館副館長兼学芸課長	歌丸 琴子
〃	〃	学芸員 中川 裕太
〃	〃	学芸員 稲垣 圭祐

(3) 審査方法

博物館法及び山形県博物館登録審査基準に基づき、申請書類及び実地調査により審査

(4) 審査結果（詳細は別紙参照）

博物館法第13条第1項各号に規定する博物館の登録要件のいずれにも該当すると認められるため、博物館の登録を行うことが適当であるとの結論に達した。

博物館登録の審査結果

申請者名 鶴岡市
 博物館名 鶴岡市立加茂水族館

博物館の登録要件（博物館法第13条第1項各号）		適否
1 設 置 者	次に掲げる要件のいずれにも該当する法人	—
	(1) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。	—
	(2) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。	—
	(3) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。	—
	当該申請に係る博物館の設置者が、法第19条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。	○
2 博 物 館 資 料 に 関 す る 調 査 研 究 を 行 う 体 制	(1) 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。	○
	(2) (1)の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。	○
	(3) (2)に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。	○
	(4) 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。	○
	(5) 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。	○
	(6) 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。	○
	(7) 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。	○
3 他 の 職 員 の 配 置	(1) 2(1)の基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。	○
	(2) 学芸員が置かれていること。	○
	(3) 2(1)の基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。	○
4 施 設 及 び 設 備	(1) 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。	○
	(2) 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。	○
	(3) 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。	○
	(4) 高齢者、障がい者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。	○
5 開 館 日 数	1年を通じて150日以上開館すること。	○

別紙（学識経験者の意見書）

令和8年4月28日

山形県教育委員会教育長 殿

ふくしま海洋科学館長 古川 健

博物館の登録について（回答）

令和8年4月14日付け生学第30号により依頼のありましたこのことについての意見は下記1のとおりであり、当該施設を登録することは

- 適切と認めます。
- 下記2の条件を付して、適切と認めます。

記

1 意見

- (1) 地元の魚介類の展示が丁寧に行われている点、また、生体展示にとどまらず、食材としてレストランで提供するなど、その活用についても詳細に紹介している点は、たいへん素晴らしいと感じた。
- (2) 国内には多くの水族館が存在するが、今後は施設の特徴をより明確に打ち出した施設が強くなると感じる。クラゲに特化した水族館として、その強みを今後も継続していただきたい。
- (3) 移動水族館やゲストティーチャー、イベントへの出展など、館外での普及啓発活動についても、さらに力を入れると良いと感じた。
- (4) 地震や津波に対する設備や来館者への対応策はよく練られているが、夜間に災害が発生した場合の職員の対応が明確でないように見受けられたため、マニュアル等を作成することが望ましいと感じた。

議第 2 号

山形県朝日少年自然の家に係る指定管理者の募集について

山形県朝日少年自然の家に係る指定管理者を次のとおり募集する。

1 募集する施設の名称及び所在地

名 称 山形県朝日少年自然の家

所在地 山形県西村山郡大江町大字左沢字楯山 2523 番地の 5

2 指定の期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

(3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

(4) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

(6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

(7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。

- (8) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続きが行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から 2 年を経過しない者でないこと。
- (9) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受け、又は登録を受ける予定であること。
- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
- イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
- ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
- ハ 代表となる法人等が納税地を所管する税務署長に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 57 条の 6 第 1 項ただし書に規定する届出書を提出し、又は提出する予定であること。

提 案 理 由

平成 28 年 4 月から山形県朝日少年自然の家に導入されている指定管理者制度を継続し、施設の効果的かつ効率的な管理運営を行うため、指定管理者の募集について提案するものである。

令和 8 年 5 月 21 日提出

山形県教育委員会

教育長 須 貝 英 彦

山形県朝日少年自然の家指定管理者公募について

【施設概要】

1 施設の設置目的 団体宿泊訓練としての研修会、野外活動等を通じて健全な青少年の育成を図る。

2 施設面積等

敷地面積 79,620.91 m²
建 物 鉄筋コンクリート造、3階建
延床面積 3,625.12 m²

3 利用時間及び休館日（指定管理者が行う管理の基準）

利用時間 午前9時～午後9時（午後5時以降の利用者がいないときは午後5時まで）

休 館 日 次に掲げる日以外の日は、休館日としないこと。

- ① 国民の祝日（4月、5月、7月及び10月にあるものを除く。）
- ② 12月29日から翌年の1月3日までの日
- ③ 毎月の第3日曜日（国民の祝日（7月にあるものに限る。）の前日を除く。）
- ④ 月曜日（毎月の第3日曜日の翌日、国民の祝日（4月、5月、7月及び10月にあるものに限る。）及び4月30日から5月2日までの日を除く。）

※利用時間及び休館日は、この基準の範囲内で、あらかじめ教育委員会の承認を受けて指定管理者が定めることになる。

4 利用者数（延べ人数）及び利用料金収入の実績

令和2年度：	12,662人	57,410円
令和3年度：	12,832人	66,060円
令和4年度：	15,961人	40,320円
令和5年度：	16,422人	142,060円
令和6年度：	15,635人	65,290円
令和7年度：	13,718人	176,340円

5 現在の管理運営体制

県 職 員 数：職員4名、臨時職員1名（夏季のみ）

指定管理者：株式会社ヤマコー

職員数：常勤職員3名（うち兼務者1名）、非常勤職員9名（うち兼務者2名）

【指定管理者公募】

1 指定期間：5年

2 応募資格：議案書のとおり

3 委託業務（指定管理料の上限額 221,275千円／5か年）

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務（保守管理業務、清掃、保安警備等）
- (2) 施設の運営に関する業務（利用者の研修等のための便宜の供与、野外活動等の実施等）
- (3) 施設及び設備の利用の許可に関する業務（利用の許可、許可に付した条件の変更等）
- (4) 利用者の指導に関する業務（企画事業の実施、県主催事業の実施支援等）

4 選定のスケジュール（予定）

- ① 教育委員会へ指定管理者「募集」を付議 5月21日（木）
- ② 募集要項審査委員会 6月4日（木）
- ③ 募集要項等の配布 6月12日（金）～7月17日（金）※5週間
- ④ 質問書の受付 6月12日（金）～7月10日（金）
- ⑤ 現地説明会の開催 6月30日（火）
- ⑥ 申請書類の提出期限 7月17日（金）
- ⑦ 選定審査委員会 7月28日（火）
- ⑧ 候補者の選定 8月下旬
- ⑨ 指定管理者の議決（県議会9月定例会） 10月
- ⑩ 教育委員会へ指定管理者「指定」を付議 10月
- ⑪ 指定管理者との協定締結 1月中